

デジタル社会の実現に向けた提言

～ 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化のために ～

国においては、デジタル社会の実現に向けて、デジタル庁をはじめ、各府省庁において、デジタル行財政改革を推進されるとともに、地方創生 2.0 の基本構想の 5 本柱の一つとしてデジタル・新技術の徹底活用を掲げ、地方の社会課題解決等に向けた様々な取組が進められている。

このうち、デジタル行財政改革については、人口減少が急速に進む中、デジタルを最大限に活用して公共サービスの維持・強化等を実現すべく「デジタル行財政改革とりまとめ 2025」に基づく取組が進められ、地方創生 2.0 においても、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等によるデジタル・新技術の社会実装の推進により、デジタル公共財の共同調達・共同利用、デジタル関係人口の創出などを支援するとしている。

また、生成 AI 技術の進展等、AI の急速な進歩や普及により、AI の活用を通じた新しい価値の創出への期待が高まる一方で、社会に及ぼすリスクへの懸念も高まっており、国においては、AI の活用に向けて、「AI 事業者ガイドライン」を策定し、AI ガバナンスの統一的な指針を示すとともに、AI によるリスクに対応しながら研究開発や活用を推進するための新たな法制度の整備を進めるなど、AI に関する国際協力において主導的役割を果たすためのルール作りを進めている。

これらに加え、国においては、サイバー空間における脅威の質・量両面の増大への対応として、サイバーセキュリティ対策本部のもと、能動的サイバー防御を実施する体制を整備するなど、安全・安心なデジタル社会を実現するとともに、デジタル人材の確保・育成を進め、社会全体のデジタル化の推進力を強化するとしている。

全ての国民や事業者がデジタル化の恩恵を享受するためには、引き続き、デジタル行財政改革やデジタルの力を活用した地方創生 2.0 の深化、加速化を図り、生成 AI をはじめとする AI の社会実装の進展などの新たな課題に適切に対応していくことが必要であり、国、地方を挙げた取組を速やかに実施していかなければならない。

全国知事会としては、こうした国の動きに即応し、47 都道府県が一致団結して、デジタル庁をはじめとする国の機関や市町村、民間等と連携し、想いも一つにしながら、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を、スピード感を持って進め、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡り、国民一人ひとりが自らの価値観やライフスタイルに合ったサービスを選択し、多様な幸せを実現できる社会の実現を目指して、全力で取り組んでいく決意である。

については、政府におかれては、こうしたデジタル化の推進に向けて、我々が重視する以下の項目に適切かつ迅速に対応されるよう、ここに提言する。

1 デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく着実な施策の推進等

(1) 国と地方が一体となった重点計画の推進

重点計画に基づく施策の推進に当たっては、司令塔であるデジタル庁のもと、各府省庁、地方自治体や民間事業者などと緊密に連携しながら、社会全体のデジタル化に向けた取組を着実に進めるとともに、国と地方が一体となった取組が重要であることから、今後の施策の推進や制度の見直し等に当たっても、地方の意見を積極的に取り入れること。

(2) デジタル原則を踏まえた規制の見直し

デジタル化を真の意味で達成し、社会全体が豊かになるために、国はアナログ規制の一掃に向けた取組を進め、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目の規制等について、令和7年(2025年)3月末時点で、見直しが必要な規制のうち約98%の規制について見直しを完了し、残る規制についても令和7年4月以降に引き続き見直すこととしている。

アナログ規制の見直しは国だけでなく、地方においても重要となる。国においては、地方の自主的な取組を支援するため、「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」の改訂・公表に併せて、新たにアナログ規制用例集を策定・公表しているが、地方自治体の規制の見直しを推進するため、先行団体における取組の進展などを踏まえたマニュアル等のアップデートや、「テクノロジーマップ」及び「技術カタログ」の充実を図るなど、自治体間で取組の進捗に差が生じないように、現場に寄り添った実践的な支援を継続すること。

(3) デジタルの力を活用した地方創生2.0の実現

地方創生2.0の実現については、基本姿勢として人口減少を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じるとともに、基本構想の5本柱の一つに「新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用」が掲げられている。地方におけるデジタル実装を更に加速していくためには、これまで行ってきた新たなツールの発掘や開発に重点を置いた支援を、ツールの「使いこなし」と定着に重点を置いた支援へと抜本的に転換していくことが重要である。

そのため、NFT等web3を含む新たなデジタル技術の共同利用・共同調達による地方創生の取組や地域のwell-being向上を目的とした政策の展開を推進できるよう、デジタル公共財の理解促進や優れたソフトウェア(SaaS)等の調達負担の軽減を図るほか、引き続き、「新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)」について、予算の大幅な拡充・継続、要件緩和、交付対象の拡大や手続の簡素化等の運用の弾力化を図るなど、地方における取組を強力に支援すること。

(4) デジタル行財政改革の推進

デジタル行財政改革の推進にあたっては、国民生活に密着し社会・経済的な重要性が高い分野（教育、子育て、医療、介護、モビリティ、インフラ、防災等）について、利用者起点で規制・制度の見直しやデジタル活用を進めるとともに、国・地方の共通基盤の整備を行うとされているが、それぞれの議論において設置されている会議体等を通じ、地方の意見を積極的に取り入れること。特に国・地方デジタル共通基盤の整備・運用においては、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、令和6年度共通化の対象となる11件の業務・システムの共通化に向けて、国と地方公共団体が、これまで以上に密接に課題・目標・進捗等を共有・協議し、協力していくとともに、国は、その課題等に応じて求められている広域的な役割を積極的に果たすこと。なお、共通化によってトータルコストの最小化により地方の費用負担の減少が見込まれる場合、地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画等により適切な財政措置を講ずること。

2 地方からの変革に向けたデジタルインフラの整備促進

(1) 光ファイバ等の整備促進

「デジタルインフラ整備計画2030」（2025年6月11日策定）に基づき、過疎地域等をはじめとする光ファイバ未整備地域を解消できるよう、引き続き国庫補助金等による支援制度の拡充に取り組むこと。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靱化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」、「停電時における光ファイバ網の無停電化」を促進するための新たな支援制度を創設すること。

また、4G等の無線ブロードバンドサービスは、山間部の道路や耕作地などの不採算地域では民間業者による整備が進んでいない地域があり、今後、スマート農業や林業、インフラ管理など様々な分野でのデジタル技術の活用を促進するためには、居住地域だけでなく活動エリアを網羅する必要があることから、有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向けた支援制度の拡充を図ること。

さらに、災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設についても、整備が進んでいる光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービスの活用を図るとともに、共聴施設の更新・維持管理に係る支援制度を創設するなど難視聴地域の負担軽減を図ること。

(2) 光ファイバ等のユニバーサルサービス化に係る新たな交付金制度の在り方

令和6年8月にブロードバンドのユニバーサルサービス制度に係る新たな交付金による支援対象地域として「一般支援区域」及び「特別支援区域」が指定され、現在、交付金・負担金の算定方法等に関する検討が進められている。交付金・負担金の算定に当たっては、ブロードバンドサービス提供事業者の支援区域からの撤退を回避するとともに、未整備地域の解消や公設設備の民間移行の促進の副次効果を得るため、当該地域への十分な交付金が提供事業者に対して交付されるような制度的工夫を行うこと。

このうち、「一般支援区域」について、全国規模の通信事業者・電力系事業者が整備した地域が指定対象にならない場合もあり、こうした通信事業者等による不採算地域における民設民営での光ファイバ整備が今後進められなくなることが懸念されることから、今後、制度の運用状況等を踏まえた検証を実施し、地方自治体等の意見も取り入れながら、必要に応じ見直しを継続すること。

(3) 公設で整備した施設への支援

新たな交付金制度について、公設公営の自治体を支援対象とすることは適当ではないとされているが、公設の光ファイバ網等の高速情報通信施設は、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況にあり、近年の情報通信技術の向上や多様化するサービスに対応するための設備投資が困難となっている。

このため、民間への移行が円滑に進むよう、移行にあたって自治体が公設設備の性能の高度化を伴う更新等を行う際の支援制度を継続すること。また、民間への移行が円滑に進まないなど、公設による維持が必要となる地域においては、それに伴う運営や機能向上のための設備投資等に対して新たな交付金制度と同等の支援が適用されるよう、制度の創設を検討すること。

(4) 支援対象経費の拡充

新たな交付金制度について、支援対象経費として、設備の初期整備に要する費用は含まれず、更新に要する経費については、サービス維持等の観点で必要最小限の設備とされている。テレワークなどのデジタルの活用を持続的に支えるために必要となる最小限の設備は、その時々によって変わる可能性があるため、引き続き電気通信事業者からの聴取等を通じて、事例の蓄積を行い、その蓄積を踏まえて必要最小限の設備に係る判断・解釈の積み上げを行うこと。

(5) 公設施設の民設への移行促進

新たな交付金にて支援対象地域として指定される「特別支援区域」における未整備地域の解消や公設施設の民間への移行促進等が図られるよう、特別支援区域でブロードバンドサービスの提供を行う事業者において、同区域における施設整備やサービス提供に

関する計画の策定・公表が進んでいる。ブロードバンドサービスがあまねく日本全国で提供されるため、当該計画が実効性の高いものとなるよう、国において事業者の取組状況の把握や事業者への働きかけなどに引き続き主導的に取り組むこと。

（６）新たな交付金制度創設等に関する地方との協議

社会全体のデジタル化に当たり、光ファイバ等のブロードバンド基盤の在り方は、地方に大きな影響を及ぼすことから、新たな交付金制度創設に係る詳細な制度設計、特に支援対象区域や交付金額の設定等に当たっては、広く地方自治体などの意見をしっかりと反映させるプロセスを設けること。

（７）５Ｇの整備促進

「デジタルインフラ整備計画２０３０」（２０２５年６月１１日策定）に基づき、十分な通信品質を確保した上で都市部に遅れることなく、全ての地域において基地局の整備を一気に進められるよう、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、５Ｇの人口カバー率拡大を図ること。

また、「５Ｇならでは」の携帯電話サービスを利用者に提供するために、サブ６やミリ波などの高い周波数帯や、ＳＡ（Stand Alone）といった新技術について、インフラ整備の促進を図るとともに、災害発生時に対応拠点となる地方自治体の本庁舎等については、早期に５Ｇによりカバーすること。

ローカル５Ｇは、地域や産業の個別のニーズに応じて、企業や地方自治体等の多様な主体が免許を取得して、敷地内などの限られたエリアで５Ｇシステムを柔軟に構築できるものであり、地域課題を解決する重要なインフラである。ローカル５Ｇを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するとともに、これまでの開発実証の成果を踏まえ、より柔軟にローカル５Ｇのエリア構築が可能となるよう、今後の普及促進に向けた取組を進めること。

さらに、より高次元の社会インフラとなり得る６Ｇについては、実用化に向けた取組を加速するとともに、その実証フィールドを地方とし、地方から整備が進むよう取り組むこと。

（８）情報通信基盤の安定的な運用

近年の携帯電話サービスの大規模な通信障害において、企業活動や行政サービスなど様々な分野で国民生活へ多大な影響が生じる事態が発生したことから、国は、非常時における事業者間ローミング等に関する検討会を設置し、令和６年５月に第３次報告書を取りまとめて、一般の通話やデータ通信、緊急通報機関からの呼び返しが可能なフルローミング方式による事業者間ローミングは、令和７年度（２０２５年度）末頃の開始となる見込みであること、「緊急通報の発信のみ」を臨時に可能とするローミング方式に

についてもフルローミング方式と同時期となる令和7年度末頃の導入に向け、準備を進めることとされた。

デジタル社会の実現に向けては、その前提となる情報通信基盤の安定的な運用が不可欠であることから、第3次報告書を踏まえた継続的な検討を行い、不測の事態にも適切に対応できるよう、事業者間ローミングの早期導入を含め、障害発生時におけるバックアップ体制の構築に取り組むこと。

(9) データセンターの強化・最適配置

AIの利用進展や通信トラヒックの増加により、データセンターへの需要が急速に拡大しており、その重要性は増している。国においては、レジリエンス強化、再生可能エネルギー等の効率的活用、通信ネットワーク等の効率化の観点から、地域を分散して、十数箇所のデータセンター拠点を5年程度で整備することとし、拠点化が進む東京・大阪を補完・代替する第3・第4の中核拠点の整備促進を図るとしている。

その整備にあたっては、地方におけるデジタル化の推進やデジタル産業の創出につながるよう、地方の意見も十分に反映し、立地計画を策定するとともに、電力インフラを踏まえた立地の促進を視野に、支援制度の継続及びさらなる拡充を図ること。

また、データセンターの利用については、民間の需給に任せたままでは引き続き首都圏に集中する可能性が高いことから、国においては、ワット・ビット連携官民懇談会での議論を踏まえ、AI活用を通じたDXの加速、成長と脱炭素の同時実現等に向け、地方のデータセンターの活用の促進策について、検討を進めること。

(10) 海底ケーブルの整備促進

国においては、我が国の災害に対する国内通信ネットワークの強靱化等の観点から、日本を周回する海底ケーブル「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」を令和7年度(2025年度)末までに完成させるとともに、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた海底ケーブル等の整備や多ルート化を促進するとしているが、現行の国の支援制度では、太平洋側の海底ケーブルの整備は支援の対象外となっている。

このことから、国内通信ネットワークの強靱化はもとより、デジタルインフラの地方分散による国全体の経済安全保障や自然災害などのレジリエンスのさらなる強化を図るため、未整備となっている太平洋側の区間においても整備支援を行うとともに、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた海底ケーブル等の整備を一層促進すること。

3 多様な主体によるデータ利活用環境の整備

(1) 個人情報に配慮したデータ利活用環境の整備

人口減少が加速する中で、豊かな生活を維持し、また産業競争力を強化するには、A Iの最大限の利活用と併せ、A Iに学習させるデータの整備と利活用が必須となる。このため、国において、「データ利活用制度のあり方に関する基本方針」に沿って、デジタル化された個人や産業の各種データを、個人情報に配慮しながら、新たなサービスや社会経済活動の創出等に積極的に利活用できる環境整備を進めること。

また、個人情報保護制度の内容を国民へ丁寧に説明するとともに、地方自治体を含む関係者向け研修会の開催や、相談窓口の設置などの支援に取り組むこと。

(2) オープンデータの利活用環境の整備

活力あるデジタル社会を実現するためには、地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションの創出の源泉となる、行政機関が保有するデータを積極的にオープンデータ化し、多様な主体が、豊富に流通するデータの中から必要なデータを容易に検索し、活用できる環境を整えることが重要であることから、国において、機械判読性の強化や形式の統一など、オープンデータの質の向上を図るとともに、地方自治体が行う地域課題の解消に向けた様々な取組に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

また、「ベース・レジストリ」については、行政手続におけるワンスオンリーや民間事業者のD X促進等に向けて、データの品質の確保を徹底していくことが必要である。国においては、デジタル社会形成基本法等の一部改正法に基づき、公的基礎情報データベース整備改善計画を策定し、総合的かつ計画的に整備や利用を推進するとしているが、地方自治体において、既に独自のデータベースを構築している場合もあることから、その整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、あらかじめデータ項目やスケジュール、優先順位等を明示し、地方自治体に過度な負担を課すことがないように、効率的かつ段階的にデータの集積を進めること。

特に、住所・所在地、地番などの「アドレス」に関する「ベース・レジストリ」である「アドレス・ベース・レジストリ」については、令和7年度(2025年)から町字データ提供の運用が開始されるが、整備に当たり生じる地方自治体の作業に関して、効率的な手法の検証及び速やかな情報提供を行い、地方自治体の作業の負担軽減を図ること。

(3) データ連携基盤の整備

データ連携基盤は、官民データの共有・活用の基盤となるものであり、デジタル実装を支援する交付金を活用し、現在、80以上の自治体において整備が進められている。

その一方で、このまま新規の整備が広がっていくと、同一機能を有した基盤への重複投資が広がる恐れがあることから、国において、「データ連携基盤の共同利用の基本的な考え方」が示され、都道府県ごとに、データ連携基盤の共同利用や整理統合も含めた中長期的なビジョンが策定されている。

国においては、データ連携基盤の共同利用等が円滑に進むよう、具体的な定義や目指すべき全体像等について、早急に示すこと。併せて、データ連携基盤の共同利用に関す

る技術的な助言や人的支援、既存のデータ連携基盤を共同利用に移行する際の移行経費や維持管理・更新経費に関する継続的かつ十分な財政支援を講じるとともに、市区町村からの相談・連絡体制の整備に向けて必要な支援を行うこと。

4 急速なA Iの進歩・普及を踏まえた対応

「生成A I」技術の進展、A Iの急速な進歩や普及を踏まえ、国においては、「A I事業者ガイドライン」を取りまとめ、我が国におけるA Iガバナンスの統一的な指針が示されるとともに、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」に基づき、社会全体へのA Iの実装を促進し、生産性の向上とサービスの維持を図るとされたところである。A Iの利活用については、行政の様々な分野で活用が広がる可能性があることから、国において、同ガイドラインの継続的な見直しに取り組むとともに、行政事務・サービスの観点から特に効果のあったプロンプトやアプリケーション等について、ナレッジを共有できるプラットフォームの開発や、国の一括調達による提供など、地方自治体における積極的な生成A Iサービスの実装を支援すること。

また、行政分野においては、生成A Iに関する先進技術の情報収集や各都道府県での取組等を共有する仕組みが構築されていることから、こうした取組を参考に、生成A Iの利活用の促進に向けた地方自治体共通の指針を示すとともに、国と地方全体の行政事務の効率化等や生成A Iを安全・安心に活用できる環境整備等を進めること。

5 誰一人取り残されないデジタルデバイド対策

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるICTリテラシーの向上を支援すること。

高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進するため、国の「デジタル活用支援推進事業」については、全国展開型、地域連携型のほか、講師派遣も実施されている。自治体の要請に応じた十分な講習機会を確保できるよう、必要な予算を計上するとともに、民間事業者に働きかけるなど、多くの自治体で活用が図られるよう進めること。また、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」の取組については、自治体と連携して、講習講師等を含め、地方で活躍できる仕組みを構築するなど、今後もより多くの地域で効果的な取組になるよう配慮した上で、デジタル活用の促進を図ること。

併せて、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政的支援を拡充すること。

さらに、UI（ユーザーインターフェース）・UX（ユーザーエクスペリエンス）に配慮した情報発信の充実や、音声入力や画像認識等による本人確認、A Iを活用した行

政手続のデジタルサポートなど、地方公共団体が独自に行う先進的な取組や実証等に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

6 デジタル社会を支える人材の育成・確保

デジタル社会の実現に向けては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材や、システムの連携を担う人材、国民の能力の向上のための教育を担う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の育成・確保が必要である。こうした人材については、質・量の両面での不足とともに、都市圏への偏在が課題となっており、国においては、デジタルの力を活用した地方創生を実現するため、この課題解消に向けた取組を進めるとしている。

人材不足の解消に向けては、専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の課題解決を牽引する「デジタル推進人材」を、令和8年度（2026年度）までに230万人の育成を目指すこととされ、また、人材の偏在解消に向けては、地域への人材還流を促進するための取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として、集中的に実施するとされた。これを踏まえ、特に地方における人材不足が喫緊の課題となっていることから、全国各地におけるデジタル人材の育成・確保を着実に進めること。

これらの取組に加えて、デジタル人材の育成が偏ることがないように、人材の育成・確保に向けた取組の更なる拡充について検討を進めること。

具体的には、デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、限られたデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所で労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。

さらに、地方自治体での専門的な知識・経験を有する外部人材の確保を支援するため、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設するとともに、国のデジタル人材派遣制度については、派遣の対象となる役職が限定されているなど、地方の実情にそぐわない要件が設定されていることから、地方自治体において柔軟な運用が可能となるよう、流動性を高めるなど、必要な措置を講じること。これらに加えて、国や地方自治体間との人材育成ノウハウ等の共有なども含め、地方自治体内部のデジタル人材育成に向けた取組に対して、技術的・財政的支援を行うとともに、地方自治体職員向けの研修プログラムを充実・強化すること。

加えて、今後、地方において、デジタル化の取組を底上げし、高度化を進めていくに当たっては、知識・技能の習得だけでなく、それを活かして地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材を育成していくことも重要となる。このため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、学校における多様な外部人材の活用や大学・企業等と連携した即戦力人材の育成とともに、実務の中で活用できる能力を身に付けるため、失敗の許容も含めてデジタル実装に挑戦する取組など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。特に、迅速かつ集中的に対策を講じるためにも、人材育成

に果たす役割が大きい大学等において、A I やデータサイエンスに関して専門的に学ぶ機会を拡大するために、人材の育成や教育プログラムの開発に取り組む大学等に対して、十分な技術的・財政的支援を行うなどにより、多くの専門的人材を確実に輩出できる環境を整備すること。

なお、こうした人材の育成に向けては、教える人材の確保も重要であることから、大学における実務家教員等の活用促進など、教育人材の確保にも取り組むこと。

併せて、実践的な知見やスキルを有する社会人を増やすため、企業のニーズを踏まえたりカレント教育に取り組む大学等への支援を充実させること。さらに、企業に対して社員の学び直しに積極的に取り組むよう働きかけるとともに、スキル情報の蓄積、試験や教育コンテンツの推奨、保有スキルのデジタル証明を可能とする個人向け I D のプラットフォームの構築など、個人に合わせたスキルアップを継続的に行える環境の整備を進めること。

加えて、デジタル技術の活用により、生活やビジネスの場における効率化や、利便性の向上につなげるため、全ての国民や事業者がデジタルに関する知識を備え、利活用が可能となるよう、地方が行う取組の支援も含め、デジタルリテラシーの向上やD X マインドセットの形成を推進すること。

また、令和7年度（2025年度）中に全ての都道府県が市町村と連携したD X 支援のための人材プール機能を構築できるよう、国においては、既に、都道府県が中心となり、様々な形で支援の仕組みを構築しているという現状を踏まえ、そうした地方の取組との相乗効果を高められるような形での支援を行っているが、市町村のD X を推進するため、対応する地方財政措置と併せて、こうした支援を継続するとともに、都道府県による財政的支援以外の支援に要する経費を含めるなど、その対象を拡大すること。

特に、国際流動性の高いA I 等の新技術に専門性のある人材や洗練化・巧妙化するサイバー攻撃に対応できる高度セキュリティ人材については、全国的に不足しており、都市部の I T 関連企業への集積等により、とりわけ地方における不足の状況が顕著となっていることから、都市と地方の人材交流・人材循環を促進するなど、地方自治体や地域のデジタル改革・デジタル実装を担うデジタル人材の確保・育成に向けた支援のさらなる充実を図ること。

7 デジタル・ガバメントの構築

デジタル原則への適合を実現するため、アナログ規制の見直しの取組が進められる中において、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施するとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、国民一人ひとりのポータルサイトであるマイナポータルについては、行政機関と民間事業者のサービスとのA P I 連携による官民の「情報ハブ」として機能するよう、U I ・U X の向上や、A P I の開発・提供等に取り組むこと。併せて、マイナポータル

上のオンライン申請可能な手続の増加に向け、各自治体がより活用しやすいような改善を図ること。

その上で、オンライン化が実現した行政手続については、オンライン申請が定着するよう、手続の概要、変更点、メリット等について、様々な広報媒体を活用した効果的な広報活動に取り組むとともに、マイナポータル利用者への操作支援の充実など、様々なフォローアップに努めること。

なお、手数料納付を伴う一部の行政手続きについて、マイナポータルを利用したオンライン化・キャッシュレス化が進められているが、そうした手続きのなかには、窓口でも申請できるものが存在する。これらについては、国とキャッシュレス決済で納付できる環境を整備した地方自治体との間で、手数料の納付方法に違いが生じることから、利用者のUXの向上、業務の効率化を図るため、一元的なキャッシュレス化の導入など、状況の早期改善に取り組むこと。

「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、基幹業務システムを利用する地方自治体が、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とし、国は、令和5年4月から令和8年3月までの「移行支援期間」において、必要な支援を積極的に行うとされている。しかしながら、移行支援期間中における各自治体の作業が集中し、それを担うベンダーやデジタル人材の不足によるシステム構築等の進捗への影響や、地方の責任によらない経費の追加も生じているため、全ての地方自治体がシステムの移行を円滑かつ確実に実現できるよう、先行事業における検証結果等の速やかな情報提供を含め、地方自治体の状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めること。

なお、基本方針の改定により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（特定移行支援システム）は概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう国が積極的に支援することとされたが、国においては、地方自治体の状況や直面している課題等を把握し、特定移行支援システムへの支援を充実させること。また、令和8年度以降の移行となる事由は地方公共団体により様々であることから、移行期限の設定にあたっては、一律ではなく、地方自治体や事業者の状況に応じた移行期限を設定すること。

地方自治体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、デジタル基盤改革支援補助金による支援が行われる中、令和7年度末までの執行予定額が確保されるよう、令和6年度補正予算で約194億円が追加計上された。加えて、令和7年5月の地方公共団体情報システム機構法の改正により、デジタル基盤改革支援基金の設置年限が5年延長され、今般、令和7年度末までに必要となる経費を踏まえた新たな補助金上限額等が設定されたところである。しかしながら、移行作業の進捗や、事業者の人材不足の影響によるシステム開発費等の高騰により、今後、多くの団体において移行に必要な財源の不足が懸念されることから、移行経費調査の結果等を踏まえた基金の積み増し等を確実にを行うとともに、特定移行支援システムも含め国が責任をもって移行経費を全額補助金の対象とすること。なお、これらの補助金に係る対応については、自治体の意見を十分に踏まえながら検討するとされているが、現時点において具体的な方針が示さ

れていない。自治体の予算確保やシステム移行に影響が出ないように、具体的な方針等を早急に提示すること。

さらに、当該補助金の補助対象が限定的であることから、基幹業務システムの変更に
より影響を受ける全てのシステムの改修や経過措置により移行後に実施される一部機
能の実装とそれに伴う関連システムの改修なども補助対象とすること。また、地域にお
けるデジタル人材の確保等の観点から、地域のベンダーの参入機会の確保に配慮するこ
と。

標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成30年度（20
18年度）比で少なくとも3割の削減を目指すとされているが、標準準拠システムへの
移行に際し、移行後の運用経費が移行前より大幅に増加する見通しとなっている地方自
治体がほとんどであり、その対策は急務である。今後、国においては、「自治体情報シ
ステムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、
地方公共団体や事業者と協力して取り組むとされているが、運用経費の着実な抑制によ
り、3割削減の目標達成に向けて、短期・中長期の両面で必要な対策を確実に実施する
とともに、これに至るスケジュールを具体的に明示すること。

なお、運用経費の増嵩に対しては、令和7年度から、ガバメントクラウド利用料及び
移行に伴う運用経費の増加分等について地方交付税措置を講ずるとされたところであ
るが、これでは運用経費の増加に対して十分な対応にならないことから、実際にかかっ
た経費が地方の負担増とならないよう、補助金による支援など、早急に新たな財政支援
措置を検討すること。

加えて、「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会」での将
来的な国と地方自治体のネットワークの在り方等に係る議論においても、地方の負担増
とならないよう、配慮すること。

なお、標準準拠システムへの円滑な移行の実現に向けて、地方自治体における取組の
推進に影響を及ぼす事項がある場合には、速やかに情報提供を行うとともに、地方自治
体からの意見を積極的に取り入れること。

また、国が主導して地方公共団体の意見を聴きながら作成する仕様書に沿ったシステ
ムを原則ガバメントクラウドに構築し、地方公共団体が複数の団体と同じシステムを利
用する形でサービスを受ける取組（いわゆる共通SaaS）の推進にあたっては、自治
体現場の実情や意見を十分に踏まえ、共通化すべき業務・システムを選択するとともに、
特に既存システムの共通化については、基幹20業務の取組を検証し、取組手法等を十
分に検証した上で進めること。

併せて、維持管理やシステム移行に多大なコストと人役を要する「レガシーシステム」
の解消や、地方独自の助成制度や行政サービス、アナログ規制の見直しなどスマート自
治体を加速化するための取組等、業務改革を含めた地方自治体独自の取組や既存システ
ムから共通SaaSへの移行に対しても、技術的・財政的支援を行うこと。

こうした地方のシステムに影響を与える事項が、関係省庁において一方的に決定されることのないよう、地方の意見を丁寧に聞くとともに、必要に応じモデル地域での研究等を行うなど、限りあるリソースを有効活用するよう努め、真に住民サービスの向上と行政の効率化につながるものとする。

また、情報システム等の調達については、国に加え、地方自治体においても、スタートアップ等の参入促進による担い手の拡大及び調達の迅速化等に向け、デジタルマーケットプレイスを含めた施策の検討を進めることが示された。地方のデジタル化の取組において、スタートアップ等が開発した優れた技術の導入促進につなげるとともに、地域の活性化に向けて、地方のIT企業の受注機会の拡大にもつながるよう、国において調達制度の改善に向けた取組を着実に進めること。

併せて、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、引き続き、地方財政計画に計上する地域デジタル社会推進費の拡充を図るなど、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

8 マイナンバー制度の推進

(1) マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けた取組の推進

マイナンバー制度はデジタル社会の基盤となるものであり、マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けては、国において、制度のメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組の強化はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境を構築することが必要である。

また、マイナンバーと各種制度との紐付け誤りの発生を受け、実施された総点検の結果を踏まえた再発防止対策を徹底するとともに、関係する各省庁、地方公共団体、事業者が一体となったチェック体制の構築や、正確かつ適正な情報の紐づけがなされる仕組み（情報システム）を構築すること。

(2) マイナンバーの利用範囲の拡大等の推進

マイナンバー制度については、令和5年6月の法改正で、社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の推進を図ることとされたが、令和6年5月に、情報照会者とされている地方公共団体の事務手続において、マイナンバー情報照会実施率が低調となっているとの会計検査院による報告が公表された。

国においては、この報告を受け、令和6年9月から行われたマイナンバー連携実態調査により、マイナンバー情報連携を活用する上での課題と対応策等を示しているところであるが、マイナンバー情報照会の実施がより一層推進されるよう、引き続き適切な助言を行うとともに、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題の解決に向けた方策を検討し、適切に対応していくこと。

なお、こうした取組の実施にあたっては、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、対象となる行政手続やスケジュール、優先順位等を明示し、地方に過度な負担を課することがないように、効率的かつ段階的に進めること。

さらに、マイナンバー制度の推進に向けて、マイナンバーの利用範囲の拡大や情報連携に係る見直しを行う際は、国民の理解を得た上で、厳重なセキュリティ確保による個人情報の保護を図りつつ、住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

なお、今後の国家資格等に係る各種申請手続を含む行政手続のオンライン・デジタル化の進展やマイナンバーの利用範囲の拡大を見据え、マイナンバー制度における情報連携に関し、セキュリティを十分に担保した上で、業務の効率性向上を実現するため、引き続き、必要な見直しを検討するとともに、大規模な災害の発生や感染症のまん延等の事態において、国民の生命、身体又は財産を守る目的で、マイナンバーを活用するシステムについては、国において、あらかじめ対象業務を指定し、セキュリティの確保や事務負担の軽減等に配慮した情報連携の仕組みを確立すること。併せて、これらに伴い必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

(3) マイナンバーカードの普及・利活用の拡大

デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの更なる普及・利活用の拡大に向けて、以下の取組を推進すること。

全国民のマイナンバーカード取得につながるよう、本人確認に関する運用の見直し等の交付事務に係る更なる負担軽減の検討など市町村が実施するカードの交付拡大に向けた取組について、支援強化を図ること。

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新について、利用者の利便性向上を図るため、更新手続を可能とする場所を拡充するとともに、オンラインによる更新手続を可能とすること。また、今後、多くの方が電子証明書の更新時期を迎えることから、更新の必要性の周知等、必要な対応を行うこと。

マイナンバーカードの利便性向上に向けては、引き続き、診察券等との一体化や、手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス実施など、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら確実に実現するとともに、カードを活用した「書かない窓口」の取組など、地方自治体におけるカードの利活用シーンが広がるよう、自治体への支援強化を図ること。令和8年度（2026年度）から順次全国的な運用が開始される介護保険証との一体化に向けて、国民の不安の払拭や一体化の意義についての理解が進むよう、メリットや安全性について、国において引き続き丁寧に説明を行うこと。

また、令和6年能登半島地震におけるマイナンバーカードの活用状況等を踏まえ、災害時に被災者一人一人が災害の状況に応じた適切かつ迅速な支援を受けられるよう、防災分野におけるカードの利活用等について重点的に取り組むこと。

これらの実施にあたっては、地方に過度な負担を課すことがないよう、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

9 サイバーセキュリティ対策の強化

行政手続のオンライン申請や情報を活用した多種多様なサービスの利用が定着したデジタル社会において、強固なサイバーセキュリティ対策は、多様な主体が安心して社会経済活動を行う上で、不可欠な環境整備である。「国民生活や経済活動の基盤」と「国家及び国民の安全」をサイバー攻撃から守るため、「能動的サイバー防御」の導入に向けた関連法が成立したところだが、個人情報の漏えい等により、地方におけるデジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、法的な枠組みに基づき、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講じるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げつつ、単にクラウドに移行するだけでなく、クラウドの利用メリットを十分に得られるスマートなクラウド利用を促進するため、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」を抜本的に見直すとともに、具体的な評価制度やガイドライン等を整備している。地方自治体においても、業務システムのスマートなクラウド利用を推進するため、境界型防御のみに依拠した「三層の対策」を見直し、ゼロトラストアーキテクチャの考え方を導入する必要があることから、セキュリティ対策や国での導入事例の紹介及び技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。

さらに、エンドポイント・セキュリティについては地方自治体が実施するものではあるが、その基準や規格については国が一定の見解を示すこと。

また、デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便性向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となることから、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の継続的な見直しに取り組むとともに、同ガイドラインに基づき、地方自治体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

なお、情報セキュリティポリシーに基づく技術基準並びに管理基準に適合しているか判断する情報セキュリティ監査については、国が最新の技術的観点から助言を行うこと。

さらに、国においては、セキュリティ人材の育成を推進し、官民でのサイバーセキュリティ対策を強化するとともに、それらの成果を踏まえ、デジタル社会の安全・安心性

について、国民に対し、様々な広報媒体を活用して、分かりやすい説明と効果的なPR活動を行うこと。

10 デジタル空間における情報流通の健全性確保

近年、SNS等のインターネット上において、誹謗中傷や匿名の投稿者による悪質な書き込みによる人権侵害が多発するとともに、違法・有害情報、偽・誤情報の発信と安易かつ急速な拡散、これらによる犯罪・事件の発生、選挙における有権者の行動への影響、災害時における救助活動等の妨げとなる事象の発生などが大きな社会問題となっている。

国においては、情報流通プラットフォーム対処法の施行など、情報流通の健全性確保のための取組を進めているところであるが、国民生活への影響が大きいことから、早期に更なる対策を実施すること。

具体的には、不適切な情報及び悪質な発信者への迅速かつ適正な対応をSNS事業者に求めていくとともに、ファクトチェックの充実や、犯罪行為への法的な対処を行うこと。また、ネットモニタリング体制の構築などにより、誹謗中傷等による人権侵害を防止するとともに、迅速に被害者の人権救済を図るため、実効性のある人権救済制度の確立、強化に努めること。

加えて、情報を正しく理解、評価するとともに安全に活用することができるよう、情報リテラシー・モラル教育や啓発活動を強化すること。

11 デジタル化推進のための国と地方の協議の場

「デジタル社会形成基本法」では、重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策については、全国知事会等から意見を聴かなければならないとされており、その他の施策についても、国と地方自治体で相互連携を図る必要性が規定されている。法の趣旨を実現するためにも、国と地方の協議の場にデジタル化に関する分野別分科会等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

令和7年7月23日

全国知事会